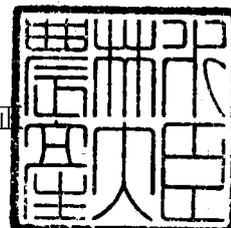


25消安第4168号
平成25年12月3日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



食品安全基本法第24条第2項に基づく報告について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項について貴委員会に報告します。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の5第1項の規定に基づく医薬品（動物用医薬品を除く。）の使用者が遵守すべき基準の制定に係る今般の農林水産省令の改正については、食品安全基本法第11条第1項第3号に該当することから、同法第24条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定に基づく同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価の依頼を行わずに、平成25年5月30日に別添のとおり、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）を改正したこと。



○農林水産省令第四十四号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第八十三条の四第一項及び第二項ただし書(同法第八十三条の五第二項において読み替えて準用する場合を含む)並びに第八十三条の五第一項の規定に基づき並びに同法を実施するため、動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和五十五年農林水産省令第四十二号)の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 太田 昭宏

(定義) 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令

第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、薬事法(以下「法」という)第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。

2 この省令において「医薬品」とは、法第一条第一項に規定する医薬品(動物用医薬品を除く。)をいう。

3 この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号に規定する対象動物をいう。

(動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準)
第二条 法第八十三條の四第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品は、それぞれ、当該動物用医薬品の種類に応じこれらの表の動物用医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「動物用医薬品使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。
- 二 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の用法及び用量の欄に掲げる用法及び用量(当該動物用医薬品の成分と同一の成分を含む飼料に当該動物用医薬品を加えて使用する場合にあっては、当該用量から当該飼料が含む当該成分の量を控除した量)により使用しなければならないこと。
- 三 別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、それぞれ、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間は、使用してはならないこと。
- 四 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

(獣医師による動物用医薬品の使用に係る指示)
第三条 獣医師は、別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る動物用医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示しなければならない。

(動物用医薬品の使用に係る帳簿の記載)
第四条 動物用医薬品の使用者は、別表第一から別表第三までの動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該動物用医薬品の名称
- 二 当該動物用医薬品の用法及び用量
- 三 当該動物用医薬品を使用した年月日
- 四 当該動物用医薬品を使用した場所
- 五 当該動物用医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 別表第一又は別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあっては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷することができる年月日
- 七 別表第三の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用した場合にあっては、当該動物用医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

(獣医師による動物用医薬品の使用の特例)
第五条 獣医師は、法第八十三條の四第二項ただし書の規定により別表第一及び別表第二の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を使用する場合は、その診療に係る対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するために必要とされる出荷制限期間(当該動物用医薬品を投与した後当該対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために出荷してはならないこととされる期間をいう。以下同じ。)を別記様式第二号の出荷制限期間指示書により指示しなければならないこと。この場合において、これらの表の動物用医薬品の欄に掲げる動物用医薬品を動物用医薬品使用対象動物に使用するときは、当該動物用医薬品使用対象動物の種類に応じこれらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間以上の期間を出荷制限期間として指示しなければならない。

(医薬品の使用者が遵守すべき基準)
第八条 法第八十三條の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「医薬品使用対象動物」という。)以外の対象動物に使用してはならないこと。
- 二 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用するとき、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。

(獣医師による医薬品の使用に係る指示)
第七条 獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、その診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるものの生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第一号の出荷禁止指示書により指示しなければならない。

(獣医師による帳簿の記載)
第八条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品の名称
- 二 当該医薬品の用法及び用量
- 三 当該医薬品を使用した年月日
- 四 当該医薬品を使用した場所
- 五 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するために殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
アセトアミノフェン注射液	牛	1日量として体重1kg当たり10mg(力価)以下を静脈内に注射すること。	食用に供する前5日間又は食用に供するために搾乳する前36時間
アセトアミノフェン注射液	豚	1日量として体重1kg以下を静脈内に注射すること。	食用に供する前3日間
アセトアミノフェン注射液	豚(生後4月を超え、豚ものを除く。)	1日量として体重1kg以下を静脈内に注射すること。	食用に供する前4日間
アセトアミノフェン注射液	豚(生後4月を超え、豚ものを除く。)	1日量として体重1kg以下を静脈内に注射すること。	食用に供する前4日間

スルファゾキサロン、メトキサロン及び有効成分とする配合剤たる強制的に経口投与剤	牛 (搾乳牛を除く。)	1日量として体重1kg当たりスルファゾキサロン5mg以下及びメトキサロン5mg以下の量を投与すること。	食用に供するために殺する前7日間
スルファゾキサロン、メトキサロン及び有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	鶏 (産卵鶏を除く。)	飼料1kg当たりスルファゾキサロン5mg以下及びメトキサロン5mg以下の量を配合すること。	食用に供するために殺する前7日間
リン酸タロキサロン及び有効成分とする配合剤たる飼料添加剤	豚 (生後4月を超えたるものを除く。)	飼料1kg当たりリン酸タロキサロン100g以下及び有効成分100g以下の量を配合すること。	食用に供するために殺する前15日間
ベンジカイン、ベンジカインシリンゲート及び有効成分とする配合剤たる注射剤	牛	1日量として体重1kg当たりベンジカインシリンゲート7.500単位以下及び有効成分7.500単位以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するために殺する前又は搾乳する前132時間

注 1 「配合剤」とは、2種類以上の有効成分を配合する動物用医薬品をいう。

- 「飼料添加剤」とは、飼料に添加し、混和し、又は浸潤して投与する動物用医薬品をいう。
- 「飲水添加剤」とは、飲水に添加し、又は混和して投与する動物用医薬品をいう。
- 「強制経口投与剤」とは、注射器、胃カテーテル等の器具を用いて強制的に経口投与する動物用医薬品をいう。
- 「注射剤」とは、皮下、筋肉内、静脈内又は腹腔内に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 「子宮・膈内投与剤」とは、子宮内若しくは膈内に注入し、又は挿入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 「乳房注入剤」とは、乳房に注入する方法により投与する動物用医薬品をいう。
- 「搾乳牛」とは、食用に供するために出荷する乳を泌乳している牛をいう。
- 「産卵鶏」とは、食用に供するために出荷する卵を産卵している鶏をいう。

別表第3 (第2条から第4条まで関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象	使用禁止用途
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

ニトロフランソンを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
テラカタグリーンを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別表第4 (第6条から第8条まで関係)

医 薬 品	医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
クロルプロキシンを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
メトロニダゾールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別記様式第1号 (第3条及び第7条関係)

出荷禁止指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条及び第7条の規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないことを指示する。

記

- 指示に係る動物の種類及び頭尾尾数
- 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴
- 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名

指 示 年 月 日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
年 月 日	

4 参考事項

備 考

- 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるような必要な事項を記載すること。
- 参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。

別記様式第2号 (第5条関係)

出荷制限期間指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第5条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴
- 3 指示年月日及び出荷制限期間

指示年月日	食用に供するために出荷してはならない期間	
	動物	生産物
年 月 日	月 日まで	月 日(時)まで
~~~~~		
~~~~~		

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の番号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるように必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がやむを得ない事由により、その直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品を投与すべき時期を記載すること。

附則

(施行期日) 第一條 この省令は、公布の日から起算して六月を超えた日から施行する。

(経過措置)

第二條 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の動物用医薬品の使用の規制に関する省令(以下「旧省令」という。)第一條に規定する医薬品(次条において「医薬品」という。)の使用に係る法第八十三條の四第一項の使用が遵守すべき基準については、なお従前の例による。

第三條 この省令の施行前に旧省令第四條の規定に基づき行われた医薬品の使用に係る措置については、なお従前の例による。

第四條 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類については、なお従前の例による。

第五條 この省令の施行の際現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

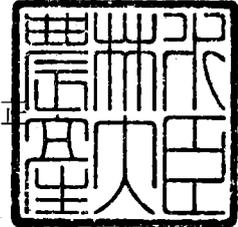
第六條 この省令の施行後六月を経過する日までの間に、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する動物用医薬品に係る動物用医薬品等取締規則(平成十六年農林水産省令第百七号)第百七十一條第七号及び第百七十六條第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

第七條 この省令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

25消安第4169号
平成25年12月3日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正

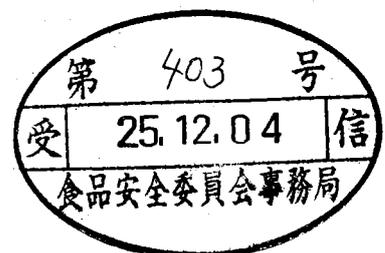


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の5第1項の規定に基づく医薬品（動物用医薬品を除く。以下同じ。）の使用者が遵守すべき基準を定めるため、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）を別紙のとおり改正し、クロラムフェニコール、クロルプロマジン又はメトロニダゾールを有効成分とする医薬品について、食用に供するために出荷する対象動物（牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち及び食用に供するために養殖されている水産動物をいう。以下同じ。）及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用を禁止する規定を設けたこと。



動物用医薬品の使用の規制に関する省令の全部を改正する省令
(動物用医薬品の使用の規制に関する省令(昭和五十五年農林水産省令第四十二号) 新旧対照条文)

(傍線部分は変更部分)

改正後	改正前
<p>動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「動物用医薬品」とは、薬事法(以下「法」という。) 第八十三条の二第一項に規定する動物用医薬品をいう。</p> <p>2 この省令において「医薬品」とは、法第二条第一項に規定する医薬品(動物 用医薬品を除く。)をいう。</p> <p>3 この省令において「対象動物」とは、法第八十三条第一項の規定により読み 替えて適用される法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。</p> <p>(医薬品の使用者が遵守すべき基準)</p> <p>第六条 法第八十三条の五第一項の使用者が遵守すべき基準は、次に掲げるとお りとする。</p> <p>一 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品は、当該医薬品の種類に応じ同表の 医薬品使用対象動物の欄に掲げる動物(以下「医薬品使用対象動物」とい う。)以外の対象動物に使用してはならないこと。</p> <p>二 別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用すると きは、同表の使用禁止用途の欄に掲げる用途に使用してはならないこと。</p> <p>(獣医師による医薬品の使用に係る指示)</p> <p>第七条 獣医師は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を使用する場合は、そ の診療に係る医薬品使用対象動物の所有者又は管理者に対し、当該対象動物の 肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうおそれがあるもの 生産を防止するため、食用に供するために出荷してはならない旨を別記様式第</p>	<p>動物用医薬品の使用の規制に関する省令</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において「医薬品」とは、専ら動物のために使用されることが 目的とされている医薬品をいう。</p> <p>(対象動物)</p> <p>第二条 この省令において「対象動物」とは、薬事法(以下「法」という。)第 八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第二項第三号 ロに規定する対象動物をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

一号の出荷禁止指示書により指示してしなければならない。

(医薬品の使用に係る帳簿の記載)

第八条 医薬品の使用者は、別表第四の医薬品の欄に掲げる医薬品を医薬品使用対象動物に使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載するよう努めなければならない。

- 一 当該医薬品の名称
- 二 当該医薬品の用法及び用量
- 三 当該医薬品を使用した年月日
- 四 当該医薬品を使用した場所
- 五 当該医薬品使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴
- 六 当該医薬品使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵等を食用に供するためにと殺し、若しくは水揚げし、又は出荷してはならない旨

(中略)

別表第4 (第6条から第8条まで関係)

医薬品	医薬品使用対象動物	使用禁止用途
クロラムフェニコールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
クロルプロマジンを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する

(新設)

(中略)

(新設)

		乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用
メトロニダゾールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用

別記様式第1号(第3条及び第7条関係)

出荷禁止指示書

年 月 日

指示に係る動物の所有者又は
管理者の住所及び氏名

獣医師の住所及び氏名 印

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令第3条及び第7条の規定に基づき、下記の動物は食用に供するために出荷してはならないことを指示する。

記

- 1 指示に係る動物の種類及び頭羽尾数
- 2 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴

(新設)

3 指示年月日及び使用動物用医薬品名又は使用医薬品名

指示年月日	使用動物用医薬品名又は使用医薬品名
年 月 日	

4 参考事項

備考

- 1 指示に係る動物の名号、性、年齢又は特徴の欄には、指示に係る動物の個体又は集団が特定できるよう必要な事項を記載すること。
- 2 参考事項の欄には、獣医師がその直接の指揮監督の下にその診療に係る動物の所有者又は管理者に動物用医薬品又は医薬品を投与させる場合に、当該動物用医薬品又は医薬品の品名、用法及び用量並びに当該動物用医薬品又は医薬品を投与すべき時期を記載すること。

食品健康影響評価の審議状況

(平成25年12月6日現在)

区分	要請件数 注2)	うち 25年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 25年度分	意見 募集中 注3)	審議中 注1)
添加物	144	7	0	144	130	9	3	11
農薬	911	71	0	911	589	61	16	306
うちポジティブリスト関係	450	32	0	450	208	17	8	234
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注8)	42		0	42	10	4	0	32
動物用医薬品	373	10	0	373	322	31	3	48
うちポジティブリスト関係	99	1	0	99	57	6	2	40
化学物質・汚染物質	58	2	3	61	55	3	1	5
うち清涼飲料水	48	1	0	48	45	2	0	3
器具・容器包装	16		0	16	7		0	9
微生物・ウイルス 注9)	7		2	9	8	1	0	1
プリオン 注4)	24	4	2	26	35	4	0	2
かび毒・自然毒等 注5)	7	1	2	9	8	2	1	1
遺伝子組換え食品等	193	22	0	193	174	20	1	18
新開発食品 注6)	77	2	1	78	71		0	9
肥料・飼料等	159	6	0	159	98	26	2	59
うちポジティブリスト関係	95	1	0	95	52	18	1	42
肥飼料・微生物合同 注10)	1(37)		0	1	1(11)	(9)	1	0
高濃度にシナプトルグクセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	1,974	125	11	1,985	1,501	157	28	471

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付で3カ国分、平成24年5月24日付で2カ国分が終了)。
5 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。
10 平成15年12月8日付で評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成25年12月6日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/7/3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質3物質)
15/12/8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/10/29	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)㊟㊢、アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊟、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊟㊢
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/11	農	動物用医薬品 フロロフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊟㊢
17/4/11	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤㊢、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)㊟㊢
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊟㊢、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)㊟㊢、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))㊟㊢
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㊟、スルファメトキサゾール㊟、トリメトプリム㊟、セファピリンベンザチン㊟、セファピリンナトリウム㊟
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。㊢は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆、スルファメキサゾール☆、セファピリン、トリメ プリム
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾン☆
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール) ㊦ ㊧
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、スルファジメキシシン☆、スルファモノメキ シン☆

3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊧は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆ ㊦	1
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、メソスルフロンメチル☆、スルフエントラゾン☆	3
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆	1
19/8/2	厚	添加物 5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	1
19/8/6	厚	農薬 フルシラゾール<一部☆>	2
19/8/21	厚	農薬 ププロフェジン<一部☆>	2
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆ ㊦	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード) ㊦ ㊦	
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルア ミン☆、プロディオファコウム☆	6
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚・農	動薬 トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)㊟㊠、トピシリン㊟㊠	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/2/3	厚	農薬及び動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/3/10	厚	動薬 ナナフロシン☆㊠、ピランテル☆	2
21/3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。
㊠は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/12/14	厚	農薬 キャプタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	5
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■	4
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注) ㊦	
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆	1
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆㊦	1
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆㊦、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆㊦、カルシフェロール☆㊦、β-カロテン☆㊦、クエン酸☆㊦、酒石酸☆㊦、トウガラシ色素☆㊦、トコフェロール☆㊦、乳酸☆<農薬用途もあり>㊦、マリーゴールド色素☆㊦、メナジオン☆㊦、レチノール☆㊦	12
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆	2
22/3/18	—	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	4
22/3/23	厚	動薬 フルメキン☆㊦	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
22/5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/6/22	農	農薬 2,4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆(全て飼)	4
22/8/12	厚	農薬 プロバナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリウム☆	6
22/9/27	厚	農薬 ジクロベニル<一部☆>、DCIP☆、酸化フェンブタズ☆	4
22/11/12	厚	農薬 チアクロプリド<一部☆>■、イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ビンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	12
22/11/15	農	農薬 テルブホス(飼)☆	1
22/12/10	厚	農薬 キザロホップエチル☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動薬 クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	4
22/12/10	厚・農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部(飼)>、メトプレン☆<一部(飼)>	6
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、ホサロン<一部☆>■、テブラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	8
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆㊦、ゲンタマイシン☆㊦、スピラマイシン☆㊦、セフロキシム☆㊦	4
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/3/25	厚	農薬 プロピザミド■、キノメチオナート■<一部☆>、エタメソルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆、マラチオン☆	8
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊧は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆	2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、クエン酸三エチル	3
23/6/10	厚	農薬 プロピコナゾール■、イソキサチオン<一部☆>、イソウロン☆、フェナリモル☆	5
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■	1
23/7/12	厚・農	遺伝子組換え食品等 ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統(食品・飼料)■	2
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバズンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン<一部☆>■、セトキシジム<一部☆>、アシベンゾラルーS-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	14
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要の。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
23/11/18	厚	農薬 フルミオキサジン■、トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセトメチル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆	6
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	1
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ダイアジノン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロロボス及びナレド☆、アラクロール☆	8
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆☑	1
24/1/23	消	特定保健用食品 コタラエキス※■、キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>※■	3
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、クロルプロマジン☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジクラズリル☆、ジメトリダゾール☆、トリクラベンダゾール☆、メロニダゾール☆、ロニダゾール☆	9
24/3/26	厚	農薬 プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	2
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。☑は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。☒は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
24/5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、キンクロラック☆、モリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	4
24/5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	4
24/5/21	農	農薬 フェノブカルブ☆、ペルメトリン☆	2
24/5/22	厚	添加物 過酸化水素■	1
24/7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン<一部☆>、ホスチアゼート<一部☆>■、クロフェンテジン☆、テフルトリン☆、トリホリン☆、ヘキサコナゾール☆、シアナジン☆	9
24/7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆肥、センデュラマイシン☆肥、バシトラシン☆肥	3
24/7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆肥	1
24/7/18	農	農薬 シアナジン☆	1
24/8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/8/21	厚	農薬 テトラコナゾール■、カスガマイシン☆、ジエトフェンカルブ☆、トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	6
24/8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆肥、サラフロキサシン☆肥、ネオマイシン☆肥	3
24/8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆肥	1
24/9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
24/9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
24/9/24	消	特定保健用食品 素肌ウォーター※■	1
24/11/7	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(食品)■	1
25/1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/1/30	厚	薬 メパニピリム■、チフェンスルフロンメチル<一部☆>■、クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆、プロメトリン☆	7
25/1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆、メクロプラミド☆	3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。
 #印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。 ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。 ◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。 ■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。 肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。 耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/3/11	—	微生物・ウイルス クドア(クドア属粘液胞子虫)◎	1
25/3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラズンエチル☆、クロリダズン☆、ジクロルプロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルントリネート☆、プロフェノホス☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	16
25/3/12	厚	農薬及び動物用医薬品 ダイアジノン☆	2
25/3/12	厚	動物用医薬品 フルアズロン☆	1
25/3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆、ラサロシド☆	2
25/3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/4/2	厚	プリオン アイルランド及びポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/4/9	厚	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について	1
25/4/10	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Bacillus subtilis</i> MDT121 株を利用して生産された α-アミラーゼ ■	1
25/4/12	厚	プリオン ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/5/15	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性 ダイズ 68416 系統■	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。 ※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。 ◎印は食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号による自ら評価である。 ■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/6/10	農	農薬 γ -BHC☆、クロルプロファム☆、ジメエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	5
25/6/12	厚	農薬 2,4-D☆、ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート■☆、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルプロファム☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆、プロマシル☆	16
25/6/13	厚	遺伝子組換え食品等 MDT06-228 株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■	1
25/7/17	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) ■	1
25/7/18	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3)■	1
25/8/8	農	農薬 イマザピル、イマザピック、デルタメリン及びトラロメリン☆	3
25/8/20	厚	農薬 イマザピック■、カスガマイシン■、スルホキサフロル■、DBEDC☆■、アシュラム☆■、イマザピル<一部☆>■、ノニルフェノールスルホン酸銅<一部☆>■、フルアジホップ<一部☆>■、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、フェンメディファム☆、メトリブジン☆、リニューロン☆	16
25/8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 デルタメリン及びトラロメリン<一部☆>■、ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	3
25/8/20	厚	動物用医薬品 ジクラズリル■、アルベンダゾール☆	2
25/8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン	1
25/8/20	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 アピラマイシン、ナラシン	2
25/8/20	内	特定保健用食品 レア スウィート■	1
25/8/21	農	遺伝子組換え食品等 <i>p</i> -ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(飼料) ■	1
25/8/22	厚	遺伝子組換え食品等 <i>p</i> -ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズSYHT0H2系統(食品) ■	1
25/8/27	厚	かび毒・自然毒等 二枚貝中の下痢性貝毒に係る規格の設定	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
25/10/14	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統(スイートコーン)■、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(スイートコーン)■、除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4)(食品)■	4
25/10/14	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4)(飼料)	1
25/11/13	厚	動物用医薬品 ガミスロマイシン	1
25/11/13	農	動物用医薬品 ガミスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤(ザクトラン)	1
25/11/14	厚	農薬 キザロホップエチル、キンクロラック、クロチアニジン、シアゾファミド、ハロスルフロンメチル、フルピラジフロン、プロパモカルブ、メタラキシル及びメフェノキサム、メピコートクロリド☆	9
25/11/14	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ラサロシド	1
25/11/20	厚	添加物 過酢酸、オクタン酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、過酢酸製剤	4
25/11/20	厚	遺伝子組換え食品等 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)の改正、除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統(食品)■	2
25/11/20	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統(飼料)■	1
25/11/25	内	特定保健用食品 蹴脂茶■	1
25/11/27	厚	遺伝子組換え食品等 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成12年厚生省告示第233号)等の改正	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ★	1
25/10/22～11/20	添加物 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を用いて生産されたアスパラギナーゼ	1
25/10/22～11/20	農薬及び動薬 フェニトロチオン★	2
25/10/29～11/27	化学物質・汚染物質 食品中のヒ素◎★	1
25/10/29～11/27	かび毒・自然毒等 オクラトキシンA◎★	1
25/11/12～12/11	遺伝子組換え食品等、 <i>Bacillus subtilis</i> DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ■	1
25/11/19～12/18	薬剤耐性菌 アビラマイシン	1
25/11/26～12/25	添加物 ビオチン	1
25/11/26～12/25	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、エトベンザニド、エポキシコナゾール<一部☆>■、トリシクラゾール<一部☆>、ピフルブミド、プロシミドン<一部☆>■、プロピザミド☆、フィプロニル(飼)<一部☆>	13
25/11/26～12/25	農薬及び動物用医薬品 テフルベンズロン<一部☆>■、フィプロニル☆	4
25/12/3～26/1/1	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆■、ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)の再審査■	2

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
25/4/1	厚	農薬 ファモキサドン<一部☆>■、フルキサピロキサド■	3
25/4/1	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ガルエヌテクト S95-1B)■、馬鼻肺炎生ワクチン(エクエヌテクト ERP)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キャトルウィン-6)■、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン(ティーエスブイ2)■	4
25/4/1	厚	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎(S95-P7株)生ワクチン、馬鼻肺炎生ワクチン、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン	3
25/4/1	厚	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■、ARG-No.3 株を利用して生産されたL-アルギニン■	2
25/4/8	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統■(飼料)	1
25/4/8	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉の肥料利用について	1
25/4/15	厚	添加物 酢酸カルシウム、酸化カルシウム	2
25/4/15	厚	清涼飲料水関連物質 ジクロロ酢酸、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2
25/4/22	厚	農薬 ペンチオピラド■、オキシ銅<一部☆>■、フルメツラム☆、ペンフルフェン■	5
25/4/22	厚	対象外物質 イノシール☆■、コバラミン☆■、チアミン☆■、ナイアシン☆■、パントテン酸☆■、ビオチン☆■、ピリドキシン☆■、葉酸☆■、リボフラビン☆■	9
25/4/22	農	薬剤耐性菌 センデュラマイシンナトリウム、ラサロシドナトリウム	2
25/5/13	厚	遺伝子組換え食品等 RN-No.1 株を利用して生産された5'-イノシン酸二ナトリウム■、RN-No.1 株を利用して生産された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム■	2
25/5/13	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆■	1
25/5/13	厚・農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研”カーフウィン6)■	2
25/5/13	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し②(我が国の検査対象月齢の引き上げ)	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
25/5/20	厚	微生物・ウイルス 食品中のリステリア・モノサイトゲネス	1
25/5/27	厚	添加物 イソプロパノール	1
25/5/27	厚	動物用医薬品 ジョサマイシン☆	1
25/6/3	厚	農薬 メビンホス☆	1
25/6/3	厚	動物用医薬品 モキシデクチン☆	1
25/6/3	農	動物用医薬品 モキシデクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤(サイデクチンポアオン)の再審査	1
25/6/17	厚	動物用医薬品 チアムリン☆㊦	1
25/6/24	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統■(食品)	1
25/6/24	厚	対象外物質 コリン☆㊦	1
25/6/24	農	薬剤耐性菌 サリノマイシンナトリウム※、ナラシン※	(2)
25/7/1	農	プリオン 牛の部位を原料とする肉骨粉等の肥料利用について(肥料)	1
25/7/1	厚	動物用医薬品 フルニキシシンメグルミン	1
25/7/1	農	動物用医薬品 フルニキシシンメグルミンを有効成分とする馬の経口投与剤(バナミンペースト)	1
25/7/1	厚・農	かび毒・自然毒 乳中のアフラトキシンM1及び飼料中のアフラトキシンB1	2
25/7/1	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統■(飼料)	1
25/7/8	厚	動物用医薬品 アプラマイシン☆㊦	1
25/7/22	厚	水道により供給される水の水質基準の設定 亜硝酸態窒素	1
25/7/22	農	動物用医薬品 メロキacamを有効成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)【再審査】■	1
25/7/22	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆㊦	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
25/7/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統並びにコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7</i> 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 281 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ワタ 3006 系統、チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統並びに除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	3
25/7/29	厚	農薬及び添加物 アゾキシストロビン■	2
25/7/29	厚	農薬 グルホシネート■、クロルフェナピル■、シアゾファミド■、ピフェントリン■、メコナゾール、アセトクロール☆	6
25/7/29	厚・農	農薬 ヘプタクロール☆	2
25/7/29	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェンバレレート<一部☆>	3
25/7/29	厚・農	動物用医薬品 イリドウイルス病・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(多糖アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研,,マリナ-4)■	2
25/7/30	厚	添加物 アドバンテーム■、ひまわりレシチン■、ポリビニルピロリドン	3
25/8/5	厚	添加物 グルタミルバリングリシン■	1
25/8/5	厚	農薬 フェンピロキシメート■、プロチオコナゾール■、マンジプロパミド■、ミルベメクチン■、ルフェヌロン■、エトフェンプロックス<一部☆>	6
25/8/5	農	農薬 アルドリン及びディルドリン☆	1
25/8/5	厚	動物用医薬品 プロペタンホス☆	1
25/8/5	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆■	2
25/8/19	厚・農	動物用医薬品 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(“京都微研,,ピッグウインPRRS2)■、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス(7型)感染症・ヒストフィルス・ソムニ感染症混合ワクチン(“京都微研,,キャトルウイン-5Hs)■	4
25/8/26	厚	農薬 シアントラニプロール■、ピリミジフェン☆	2
25/8/26	厚	対象外物質 アザジラクチン☆	1
25/8/26	厚	特定農薬 電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎	3

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
25/8/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール	2
25/8/26	農	動物用医薬品 エトキサゾールを有効成分とする鶏舎のワクモ駆除剤(ゴッシュ)■	1
25/8/26	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 アピラマイシン、ナラシン	2
25/8/26	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統■(食品)	1
25/9/2	厚	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統を掛け合わせた品種■、LEU-No.3 株を利用して生産された L-ロイシン■、TRP-No.1 株を利用して生産された L-トリプトファン■	3
25/9/2	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(飼料)、LYS-No.2F 株を利用して生産された塩酸 L-リジン■	2
25/9/9	農	薬剤耐性菌 アンプロリウム※、エトパベート※、クエン酸モランテル※、ナイカルバジン※	(4)
25/9/9	厚・農	農薬及び動物用医薬品 フェノブカルブ☆	3
25/9/9	厚・農	動物用医薬品 ピルビン酸メチル及びピルビン酸メチルを有効成分とするふぐ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)■	2
25/9/9	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統	1
25/9/30	農	農薬 アセフェート☆、アルジカルブ☆、フェンチオン☆	3
25/9/30	厚	農薬及び動物用医薬品 フルバリネート<一部☆>■	2
25/9/30	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統(飼料)■	1
25/9/30	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus niger</i> ASP-72 株を利用して生産されたアスパラギナーゼ■	1
25/10/7	厚	農薬 キノクラミン<一部☆>	2
25/10/7	厚	動物用医薬品 ブロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤■	1
25/10/21	厚	農薬 エトキシスルフロロン☆、フェノキサスルホン■、フルオリミド<一部☆>	4
25/10/21	厚	動物用医薬品 オルビフロキサシン■	2
25/10/21	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤肥	1
25/10/21	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について輸入条件の設定※	1
25/11/11	厚	農薬及び添加物 フルジオキソニル■	1
25/11/11	厚	農薬 ジメトモルフ■、スピネトラム■、フルフェナセット■、フロニカミド■、トリフルミゾール<一部☆>、フルアジナム<一部☆>	8

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成25年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
25/11/11	厚	農薬及び動物用医薬品 オキシリニック酸■	1
25/11/11	厚	農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 オキシテトラサイクリン■	1
25/11/11	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統並びに除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	1
25/11/11	農	薬剤耐性菌 フラボフォスフォール※	1
25/11/18	厚	動物用医薬品 ベダプロフェン☆	1
25/11/18	農	プリオン 牛の部位を原料とする肥料を原料とする被覆窒素肥料等の肥料利用	1
25/11/25	厚	添加物 β-apo-8'-カロテナール	1
25/11/25	厚	飼料添加物及び農薬 エトキンキン☆	2
25/11/25	農	薬剤耐性菌 鶏に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤	3
25/12/2	厚	農薬 メタアルデヒド	1
25/12/2	厚	農薬及び動物用医薬品 ジノテフラン■	1
25/12/2	農	動物用医薬品 トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)【再審査】	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である。

IV その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚・農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針